

平成31年度

# 保育園のしおり



大 口 町

# 大口町保育園地図



■**保育時間（延長保育を含む）** 「通常保育」時間は、8：30～16：30です。

公私	保育園名	定員	受入年齢	保育時間	建物
公立	町立南保育園	145	8か月	月～金 7：30～18：30	鉄筋平屋
	町立西保育園	190	12か月	月～金 7：30～18：30	鉄筋平屋
	町立北保育園	210	6か月	月～金 7：30～18：30	木造平屋
私立	大口中保育園	170	12か月	月～金 7：30～19：00	鉄筋2階

■**土曜日の保育および休日保育について（延長保育を含む）**

保育を行う日	実施保育園	保育時間	注 記
土曜日	町立北保育園	7：30～17：30	公立園に通う園児
	大口中保育園	7：30～17：30	私立園に通う園児
休日 (日曜日・祝日) ※12/28～1/4 除く	町立北保育園	7：30～17：30	両親共（それに代わる保護者）が働いている場合のみ利用できます 私立園に通う園児も利用できます 対象：満1歳から

※事前の申し込みが必要になります。

## ■保育の必要性の認定について

### 1 認定について

保育所の利用を希望する保護者には、子ども・子育て支援法第19条第1項に規定される保育の必要性に基づき、保育の必要量の認定を受けていただいております。

- |                                                 |                    |
|-------------------------------------------------|--------------------|
| ●2号認定（保育認定）                                     | 認定期間：小学校就学前まで      |
| お子さんが <u>満3歳以上</u> で、「保育の利用を必要とする事由」（注1）に該当する場合 |                    |
| ●3号認定（保育認定）                                     | 認定期間：満3歳の誕生日の前々日まで |
| お子さんが <u>満3歳未満</u> で、「保育の利用を必要とする事由」に該当する場合     |                    |

### 2 保育の必要量について

2号認定又は3号認定を受ける方（新入園児・在園児）は、就労時間や通勤時間などの利用が必要な時間によって、利用区分を定めます。

- |                                       |
|---------------------------------------|
| ●保育標準時間：利用可能時間11時間（7：30～18：30）        |
| 原則、1か月当たり就労時間等120時間以上の方が利用できる区分       |
| ●保育短時間：利用可能時間8時間（8：30～16：30）          |
| 原則、1か月当たり就労時間等75時間以上120時間未満の方が利用できる区分 |

### 3 支給認定申請の対象者について

「保育の利用を必要とする事由」に該当し、保育園での保育の利用を希望するお子さん全員が対象です。

（注1）保育の利用を必要とする事由

- |                  |                |           |
|------------------|----------------|-----------|
| (1) 家庭外・家庭内労働    | (2) 母親の出産      | (3) 病気等   |
| (4) 病人等の介護       | (5) 災害の復旧      | (6) 求職活動  |
| (7) 在学中もしくは職業訓練中 | (8) 児童虐待もしくはDV | (9) 育児休業中 |

### 4 認定内容の変更について

就労から出産等に「保育の利用を必要とする事由」が変わる場合や、就労時間の変更により保育の必要量が変わる場合等は、支給認定変更の申請が必要になります。なお、申請用紙は保育園にてお渡ししますので、必要事項を記入の上、支給認定証を添えてご提出ください。

### 5 現況届について

年1回（1月頃）、保育の必要性の確認のため、現況届を提出していただきます。

## ■保育園とは

保育園では、「保育」＝「養護と教育の一体的な営み」を行っています。

保育園における「養護」とは、子どもが心身ともに心地よいと感じる環境を整え、子ども自身が主体的に育つことを援助します。「教育」とは、知識を伝える・教えることだけでなく、環境を通して子どもの興味・関心を引き出すことをいいます。子どもたちは「感じる・探る・気づく・できるようになる」、またその経験を土台として「探求する・繰り返し試す」といった自ら主体的に、積極的に取り組む姿や力が育つことを援助します。

## 【保育目標】「豊かな心と丈夫なからだでよく遊ぶ子ども」

- ・生命の保持及び情緒の安定を図る
- ・健康、安全などの生活に必要な基本的な生活習慣や態度を身につける
- ・友だちを大切に、互いに協力して遊ぶ態度を身につける
- ・自然や社会事象についての興味や関心を育て、豊かな心を育む
- ・話す、聞く態度を身につけ、豊かな言葉を養う
- ・豊かな感性を育て、創造性の芽生えを培う

## 【保育方針】

- ・子どもが、自ら興味や関心を持って環境に関わることを通して、チャレンジしたことへの充実感や満足感を味わい、年齢なりの心情、意欲、態度を養えるようにする
- ・保護者とのよりよい関係のもと、子どもの健やかな育ちを支えていく
- ・地域に目を向け、開かれた保育園を目指す

※地域と協力して入園児の保護者や地域の子育て家庭への支援を行う

また、入園する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割も担っています。



## ■子育て支援事業

### 1 子育てに関する相談（随時）

日常の子育てでお困りの点、お子さんの心配事や保護者の悩み等、気軽にご相談ください。電話でも受け付けます。

### 2 一緒に遊ぼう会（年2回：9月と2月ごろ）

就園していない同年代の子どもと保護者が交流する場として、園庭や遊戯室を開放しています。

## ■保育への主な取り組み

### ■幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿

「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量・図形、文字等への関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」

## ■全体的な計画に基づいた活動

(年間を通して行うもの)

	主 な 内 容
基本的な生活習慣	排泄、食事、着脱、挨拶、マナーなど
体力づくり	ドッジボール、縄跳び、サーキット遊び、遊具での遊びなど
創作活動	折り紙、描画、製作遊びなど
文字・数遊び	ワークブック、数量・図形、ことば遊びなど
表現活動	歌、楽器遊び、和太鼓、劇遊びなど
自然とのふれあい	散歩、砂場遊び、植物や小動物の観察とお世話など
伝承遊び	けん玉、手作りパズル、わらべ唄、ふれあい遊びなど
各種教室	英語であそぼう、サッカー教室、体操教室など
安全指導	交通安全指導、避難訓練、不審者対応訓練、防火指導など
交流活動	地域交流、祖父母交流、異年齢児交流、未就園児との交流など
食育活動	野菜の栽培、クッキング、食事のマナーなど

## ■主な行事

(町立各園及び私立園によって多少内容が異なります。)

月	行 事	月	行 事
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入園進級式</li> <li>・新入園児歓迎会</li> <li>・春の交通安全指導</li> <li>・園内子どもの日</li> </ul>	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動会(南・北・大口中保)</li> <li>・町民体育祭</li> <li>・遠足</li> <li>・保育参観(3歳未満児)</li> <li>・保育参観と年少保護者試食会(西保)</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠足(3歳以上児)</li> <li>・健康診断・歯科健診</li> <li>・保育参観と年少児保護者試食会(南・北・大口中保)</li> <li>・運動会(西保)</li> </ul>	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診断</li> <li>・歯科健診</li> <li>・防火指導</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯の衛生週間</li> <li>・懇談会</li> <li>・音楽発表会</li> <li>・全園児引き渡し訓練</li> </ul>	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活発表会</li> <li>・クリスマス会</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・七夕まつり</li> <li>・人形劇観賞</li> <li>・プール遊び</li> </ul>	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正月あそび</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プール遊び</li> <li>・夏まつり</li> </ul>	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節分</li> <li>・保育参観</li> <li>・お別れ遠足(年長児)</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災訓練</li> <li>・お月見の会</li> <li>・秋の交通安全指導</li> </ul>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひなまつり会</li> <li>・お別れ会</li> <li>・卒園式</li> </ul>

※ 毎月の行事…誕生会

※ その他…英語教室、体操教室、サッカー教室

避難訓練、交通安全指導、不審者対応訓練



## ■給食

- 1 保育園では、栄養のバランス・季節感等を考慮しながら、保育園で調理した給食を提供します。給食献立表は、毎月配布をしますので、ご家庭でも参考にしてください。
- 2 遠足等の行事がある場合には、家庭からお弁当を持参していただきます。(以上児)
- 3 食物アレルギーがある方は、集団給食で可能な範囲で、原因食品を除いた食事を提供していますが、対応が困難な場合はご家庭からお弁当を持参していただくことがあります。アレルギー食対応は医師による生活管理指導表が必要となりますので、保育園に提出してください。
- 4 離乳食は月齢に合わせて進めています。



## ■通園の心得

### 1 送り迎えについて

- ① 子どもの送り迎えについては、事故防止のためにも保護者の責任のもとでお願いします。小学校の兄、姉のお迎えは、安全性確保のため控えてください。3歳未満児については、必ず大人の方での送迎をお願いします。
- ② 登園時間は、なるべく午前8時30分から9時までをお願いします。
- ③ 降園後は、怪我防止のため遊ばないで帰りましょう。
- ④ 駐車場に限りがありますので、ご協力をお願いします。
- ⑤ 代理の方がお迎えにみえる場合は、事前に連絡してください。

### 2 持ち物および服装について (未満児はクラスにて確認してください。)

- ① クラス名と名前は全部ひらがなで、はっきり書いてください。
- ② ハンカチ2枚 (ガーゼ又は薄手タオル)、ナフキン・コップ・歯ブラシを持たせてください。(年少児の歯ブラシは、連絡後、持たせてください。6月頃)
- ③ 名札は、裏面に必要事項を記入し、必ずスモック左胸につけてください。
- ④ カバンの中は、毎日必ず確認してください。
- ⑤ 決められたもの以外 (おもちゃ、食べ物等) は、持たせないようにしてください。
- ⑥ 通園には、スモック、カラー帽子を着用させてください。
- ⑦ 自分で着脱のしやすい服装にしてください。
- ⑧ バレーシューズは、週末に持ち帰りますので、洗って月曜日に持たせてください。
- ⑨ バレーシューズ・運動ぐつには、特に子どもによくわかるよう、名前あるいは印をつけてください。

### 3 連絡事項について

- ① 保育園からの連絡事項は、掲示板を利用して、連絡をすることが多いです。毎日、登降園時には、必ず確認してください。
- ② 文書にて連絡の場合、出席カードにはさんで配布することもありますので、しっかり確認をお願いします。

### 4 欠席について

- ① 欠席のときは、午前8時30分から9時30分までにお知らせください。

- ② 体温が平熱より高い場合は、登園を見合わせ、家庭で様子を見てください。その他、体に異常のある場合は、早めに休ませてください。
- ③ 感染症(うつる病気)にかかったとき、また、その疑いのあるときは医師の指示に従い全治するまで登園させないようにしてください。
- ④ 感染症にかかった人は、全治したら「証明書」または「治癒届出書」を提出してください。(用紙は保育園にあります、保育園ホームページからもダウンロードできます)

## 【乳幼児がかかりやすい主な感染症と治癒後の届け出について】

保育園で安全な保育を行うために、お子さんが所定の感染症にかかった場合には、治癒するまで登園をご遠慮いただくことになります。また、感染症の種類によっては、治癒してから登園を開始する初日に書面による届け出が必要となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

(厚生労働省 保育所における感染症対策ガイドラインに準じています)

### ●医師が記入した証明書が必要な感染症

- ・医師の登園許可ができるまで登園停止となります。
- ・登園の初日に、医師が記入した証明書を保育園に提出してください。

病名	主な症状
はしか(麻疹)	発熱、鼻水、くしゃみ、咳、結膜炎症状、さらに口中、顔、首のあたりに発疹が出る。
三日はしか(風疹)	発熱、鼻炎、頭痛、ピンク色の発疹が顔、首、手、腕等に出る。
水ぼうそう(水痘)	発熱、丘疹は、赤やピンクで膜があり中に水がたまる。
おたふく風邪 (流行性耳下腺炎)	耳の下あたりが腫れ、押さえたり口を動かしたりすると痛い。発熱、食欲不振をおこすこともある。
百日咳	熱がなく特有の咳をする。夜間に多い。
流行性角結膜炎 (アデノウイルス)	結膜の充血、眼瞼の腫れ、目やにが出る。
プール熱(咽頭結膜熱) (アデノウイルス)	高熱を出し、目が充血して結膜炎をおこし、喉やリンパ節の腫れがある。
結核	発熱、咳、食欲不振、疲れやすい。
腸管出血性大腸菌感染症 (O157等)	下痢、腹痛、血便、脱水症状が出る。
急性出血性結膜炎 (エンテロウイルス)	急性結膜炎で結膜出血が特徴。
髄膜炎菌性髄膜炎 (Hib)	発熱、頭痛、嘔吐。

### ●医師の診断を受け、保護者が記入する治癒届出書が必要な感染症

- ・医師の登園許可ができるまで登園停止となります。
- ・登園の初日に、治癒届出書を保育園に提出してください。用紙は保育園にあります。

病名	主な症状
インフルエンザ	空中に浮遊したウイルスを吸い込んで感染する。 クシャミ、のどの痛み、空咳、頭痛、悪寒を伴って急に発熱する。
溶連菌感染症	咽頭炎、扁桃炎をおこし元気がない。咽頭が赤くなり痛み、首のリンパ節が腫れる事が多い。頭痛、腹痛、関節痛をおこすこともある。
リンゴ病 (伝染性紅斑)	軽度の発熱、両頬が赤くなる。手足に大理石模様の発疹が出る。
手足口病	手の平、足の裏、口の中に米粒大の水疱が出る。
マイコプラズマ肺炎	発熱、咳、鼻水、鼻づまり等の症状が出る。
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウ ウイルス等)	下痢、嘔吐、吐き気、腹痛、脱水症状が出る。
ヘルパンギーナ	発熱、のどの痛み、のどの発疹が出る。
RSウイルス感染症	発熱、咳、鼻水が出る。
帯状疱疹	痛みを伴う帯状の発疹が出る。
突発性発疹	急な発熱、解熱後に紅い発疹が出る。
ヒトメタニューモ ウイルス感染症	咳、鼻水、発熱。

● 治癒していれば、登園停止にならない感染症

病名	主な症状	注意事項
とびひ (伝染性膿痂疹)	黄色ブドウ球菌が虫さされ後や傷口に直接感染して発生。水疱となり化膿する。	医師の許可が出るまで、水遊びはできません。患部がかさぶた化するまでは、ガーゼなどで覆ってください。
水いぼ	胸、脇の下、肘、ひざ等に直径数ミリのいぼができる。	医師の許可が出るまで、水遊びはできません。患部を掻き崩さないように爪を短くしてください。
アタマジラミ	頭のかゆみ、頭皮に紅い発疹が出る。	医師の許可が出るまで、水遊びはできません。 衣服、帽子、シーツなどこまめに洗ってください。

## 5 薬について

- ① 誤飲や紛失予防のため、なるべく園で服用することがないようご協力ください。
- ② 医師へ保育園児であることを伝えていただき、家庭のみで服用（1日2回：朝・夕）でよいか確認してください。
- ③ 1日3回ならば、朝・帰宅後・寝る前の服用でよいか相談してください。

## 6 途中退園について

年度の途中で退園される場合は、前月の末日までに保育園または福祉こども課に連絡してください。（退所届は、保育園、福祉こども課にあります。）



## 7 午睡について

- ・3歳未満児 一年中
- ・年少児 4月～8月下旬まで
- ・年中、年長児 7月～8月下旬まで

※布団は、週末に持ち帰ります。カバーの洗濯、布団干しをして、月曜日にお持ちください。

## 8 保育中の事故について

- ① 入園と同時に保険（日本スポーツ振興センター）に加入します。  
（加入金は、設置者が1人375円負担しています。）
- ② 事故が発生した場合、保育園で直ちに応急手当をし、同時に家庭に連絡します。その後、病院へ連れて行きます。
  - ・手当後は医師の指示に従い、家庭での保育をお願いする場合があります。
  - ・月末に「医療の状況」を提出してください。災害給付金を受けられるように手続きをします。
  - ・災害給付金は、保育料振替で登録いただいている口座に振り込みとさせていただきます。

※ただし、診療報酬点数が500点未満場合は支給の対象になりません。

## 9 利用者負担額（保育料）等の納付について

- ① 利用者負担額（保育料）等の口座振替制度  
町民税等と同じように預金口座から利用者負担額（保育料）等を納められる制度です。利用者負担額（保育料）等につきましては、原則、口座振替とさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

- ② 口座振替の対象

利用者負担額（保育料）、延長保育料（契約金額分のみ）

- ③ 口座振替予定日

毎月末日（月末に指定金融機関の口座から引き落としされます。）



4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
5月7日	5月31日	7月1日	7月31日	9月2日	9月30日
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
10月31日	12月2日	12月25日	1月31日	3月2日	3月31日

- ④ 口座振替で指定できる金融機関（下記の金融機関から口座を指定してください。）

▼三菱UFJ銀行	▼中京銀行	▼愛知北農業協同組合
▼東春信用金庫	▼愛知銀行	▼岐阜信用金庫
▼名古屋銀行	▼十六銀行	▼大垣共立銀行
▼いちい信用金庫	▼ゆうちょ銀行・郵便局	

- ⑤ 指定口座を変更する場合

「大口町保育料等口座振替（停止）依頼書」に必要事項を記入の上、新たに指定する金融機関に提出してください。なお、口座振替依頼書は、保育園にあります。

### \*注意事項

- ・口座振替手数料につきましては、大口町で負担をいたします。
- ・延長保育料の契約変更は、変更したい月の前月末日までに在園の保育園で変更契約を行ってください。
- ・延長保育の随時利用をした方は、延長保育料の口座振替の対象となりません。後日、保育園へ支払いをお願いします。
- ・口座振替ができなかった場合は、納付書で納付していただきます。
- ・必ず、口座振替ができるよう口座を管理してください。

## 10 その他

- ① 緊急時に家庭等へ連絡する場合がありますので、家庭・勤務先など留守にするときは事前に連絡してください。
- ② 家庭の状況に変更があった場合には、すみやかに届けてください。  
(住所、勤務先、勤務時間、電話番号、妊娠、出産、育児休業取得、家族の異動等)
- ③ 年1回(1月頃)、現況届と併せて父母及び65歳未満の同居の祖父母の就労証明書等を提出してください。また、就労先の変更があった場合にも、再度提出してください。

### ■休園日

- 1 日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日~1月3日)  
※ただし、休日保育はP.14のとおり実施します。
- 2 その他特殊な事態(感染症・非常災害等)が発生した場合、休園することがあります。  
保育園は、幼稚園と異なり春休み、夏休み等はありませんが、新年度の準備等多数の園児を保育しながら園の運営を行うことが困難なときがあります。このようなときに、一時的に家庭で保育することができる方に家庭保育をお願いすることがありますので、できる範囲でのご協力をお願いします。

### ■緊急時の登降園について

#### <台風による暴風警報発令時>

- 1 登園前に大口町に暴風警報が発令されているときは、登園しないでください。
- 2 暴風警報が解除されたときは、解除の1時間後から保育を実施します。  
午前9時30分以前の解除・・・給食あり  
午前9時30分以降の解除・・・弁当を持参
- 3 午前11時を過ぎても暴風警報が解除されないときは、当日の保育は実施しません。

#### <大雨に関する特別警報発令時>

- 1 登園前に大口町に大雨に関する特別警報が発令されているときは、登園しないでください。
- 2 大雨に関する特別警報が解除されても、保育園からの連絡があるまでは登園しないでください。(保育園緊急メール等により連絡)

#### <地震時の対応>

大口町に震度5弱以上の地震が発生したとき

- 1 登園前・・・休園となります。
- 2 保育園の再開については、保育園緊急メール等により連絡します。

※登園後に大口町に暴風警報または大雨に関する特別警報が発令、もしくは震度5弱以上の地震が発生したときは、速やかに園児を迎えに来てください。保育園緊急メール配信を行いますので、登録をされている方はメールを確認し、返信してください。ただし、保護者への引き渡しに困難であると判断した場合は、保育園待機とします。

※警報の発令・解除の情報は、ご家庭で確認してください。

## ■平成31年度利用者負担額

ひとり親世帯・在宅障がい者世帯等を除く世帯

(単位：円)

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額／人）			
階層区分	定義	子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第4号）第4条に規定する保育必要量の認定区分			
		保育標準時間（上段）		保育短時間（下段）	
		0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳児以上
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0
		0	0	0	0
第2階層	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	0	0	0	0
市町村民税非課税世帯		0	0	0	0
第3階層	市町村民税所得割課税額48,600円未満	16,700	16,000	15,000	14,100
		10,700	10,000	9,000	8,100
第4階層	市町村民税所得割課税額48,600円以上97,000円未満	25,800	24,000	20,800	20,100
		19,800	18,000	14,800	14,100
第5階層	市町村民税所得割課税額97,000円以上169,000円未満	35,300	32,700	24,500	21,800
		29,300	26,700	18,500	15,800
第6階層	市町村民税所得割課税額169,000円以上301,000円未満	46,000	42,600	27,300	24,900
		40,000	36,600	21,300	18,900
第7階層	市町村民税所得割課税額301,000円以上	56,400	52,000	31,600	29,000
		50,400	46,000	25,600	23,000

備考

- 市町村民税額の計算には、住宅借入金等特別控除等の税額控除は適用されません。
- 市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯で、子ども等が2人以上いる場合  
第2子：利用者負担額×0.5 第3子以降：0円
- 市町村民税所得割課税額が57,700円以上の世帯で、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園等を利用している場合  
第2子：利用者負担額×0.5 第3子以降：0円
- 市町村民税所得割課税額が57,700円以上の世帯のうち、18歳に達する年度内の子どもが3人以上いる世帯で、第3子以降の子どもが保育園に就園している場合、次表の額を利用者負担額とします。

年児	階層区分	利用者負担額（月額／人）
3歳児以上	第4階層から第7階層まで	利用者負担額×0.8
0～2歳児	第4階層	0円
	第5階層及び第6階層	利用者負担額×0.4
	第7階層	利用者負担額×0.8

- 備考3及び備考4の規定は、順に適用されます。

※家庭の状況変化により、減免を受けられることがあります。詳しくは福祉こども課までお問い合わせください。

ひとり親世帯・在宅障がい者世帯等

(単位：円)

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額／人）				
階層区分	定義	子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第4号）第4条に規定する保育必要量の認定区分				
		保育標準時間（上段）				
		保育短時間（下段）				
		0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳児以上	
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	
		0	0	0	0	
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
		0	0	0	0	
第3階層	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税所得割課税額48,600円未満	0	0	0	
		市町村民税所得割課税額48,600円以上77,101円未満	0	0	0	
第4階層		市町村民税所得割課税額77,101円以上97,000円未満	22,800	21,000	17,800	17,100
		市町村民税所得割課税額97,000円以上169,000円未満	19,800	18,000	14,800	14,100
第5階層		市町村民税所得割課税額169,000円以上301,000円未満	32,300	29,700	21,500	18,800
		市町村民税所得割課税額301,000円以上	29,300	26,700	18,500	15,800
第6階層		市町村民税所得割課税額43,000	43,000	39,600	24,300	21,900
		市町村民税所得割課税額40,000	40,000	36,600	21,300	18,900
第7階層		市町村民税所得割課税額53,400	53,400	49,000	28,600	26,000
		市町村民税所得割課税額50,400	50,400	46,000	25,600	23,000

備考

- 市町村民税額の計算には、住宅借入金等特別控除等の税額控除は適用されません。
- 市町村民税所得割課税額が77,101円以上の世帯で、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園等を利用している場合  
第2子：利用者負担額×0.5 第3子以降：0円
- 市町村民税所得割課税額が77,101円以上の世帯で、18歳に達する年度内の子どもが3人以上いる世帯で、第3子以降の子どもが保育園に就園している場合、次表の額を利用者負担額とします。

年児	階層区分	利用者負担額（月額／人）
3歳児以上	第4階層から第7階層まで	利用者負担額×0.8
0～2歳児	第4階層	0円
	第5階層及び第6階層	利用者負担額×0.4
	第7階層	利用者負担額×0.8

- 備考2及び備考3の規定は、順に適用されます。

※家庭の状況変化により、減免を受けられることがあります。詳しくは福祉こども課までお問い合わせください。

## ■平成31年度延長保育料について

ひとり親世帯・在宅障がい者世帯等を除く世帯

区分	時間	延長保育料	区分	時間	延長保育料	
保育短時間認定	平日(月～金) 【契約者】	午前 7:30-8:30	保育標準時間認定	平日(月～金) 【契約者】	※午前7:30～8:30 午後4:30～6:30までは 利用者負担額(保育料)に含まれます。	
		午前 8:00-8:30				月額 2,000 円
		午後 4:30-5:00				月額 1,000 円
		午後 4:30-5:30				月額 1,000 円
		午後 4:30-6:00				月額 2,000 円
		午後 4:30-6:30				月額 3,000 円
		午後 4:30-7:00				月額 4,000 円
	一時及び緊急(1回)	30分まで 250 円 以降一律 500 円	月額 5,000 円	午後 6:30-7:00	月額 1,000 円	
	【随時者】	午前 7:30-8:30	1 回 500 円	【随時者】	午後 6:30-7:00	30分まで 250 円
		午前 8:00-8:30	1 回 250 円			
		午後 4:30-5:00	1 回 250 円			
		午後 4:30-7:00	30分まで 250 円 以降一律 500 円			
	土曜日【随時】	午前 7:30-8:30	1 回 500 円	※平日(月～金) 南・西・北保育園午後6:30終了 大口中保育園のみ午後7:00終了 ※土曜日保育は午後5:30終了		
午前 8:00-8:30		1 回 250 円				
午後 4:30-5:00		1 回 250 円				
午後 4:30-5:30		1 回 500 円				

### 備考

- 利用者負担額階層区分第1階層及び第2階層の世帯については、延長保育料を無料とします。
- 市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯で、子ども等が2人以上いる場合  
第2子：延長保育料×0.5 第3子以降：0円
- 市町村民税所得割課税額が57,700円以上の世帯で、同一世帯から2人以上延長保育を利用している場合 第2子：延長保育料×0.5 第3子以降：延長保育料×0.1
- 市町村民税所得割課税額が57,700円以上の世帯のうち、18歳に達する年度内の子どもが3人以上いる世帯で、第3子以降の子どもが保育園に就園している場合、次表の額を延長保育料とします。

年児	階層区分	延長保育料(月額/人)
3歳児以上	第4階層から第7階層まで	延長保育料×0.8
0～2歳児	第4階層	0円
	第5階層及び第6階層	延長保育料×0.4
	第7階層	延長保育料×0.8

- 備考3及び備考4の規定は、順に適用されます。

ひとり親世帯・在宅障がい者世帯等

区分	時間	延長保育料	区分	時間	延長保育料		
保育短時間認定	平日 (月～金) 【契約者】	午前 7:30-8:30	保育標準時間認定	平日 (月～金) 【契約者】	※午前7:30～8:30 午後4:30～6:30までは 利用者負担額(保育料)に含まれます。		
		午前 8:00-8:30				月額 1,000 円	
		午後 4:30-5:00				月額 500 円	
		午後 4:30-5:30				月額 500 円	
		午後 4:30-6:00				月額 1,500 円	
		午後 4:30-6:30				月額 2,000 円	
		午後 4:30-7:00				月額 2,500 円	
	一時及び緊急(1回)	30分まで125円 以降一律250円		午後6:30-7:00	月額 500 円		
	【随時者】	午前 7:30-8:30		1回 250 円	【随時者】	午後6:30-7:00	30分まで125円
		午前 8:00-8:30		1回 125 円			
		午後 4:30-5:00		1回 125 円			
		午後 4:30-7:00		30分まで125円 以降一律250円			
	土曜日 (随時)	午前 7:30-8:30		1回 250 円	※平日(月～金) 南・西・北保育園午後6:30終了 大口中保育園のみ午後7:00終了 ※土曜日保育は午後5:30終了		
		午前 8:00-8:30		1回 125 円			
		午後 4:30-5:00		1回 125 円			
		午後 4:30-5:30		1回 250 円			

備考

- 市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯については、延長保育料を無料とします。
- 市町村民税所得割課税額が77,101円以上の世帯で、同一世帯から2人以上延長保育を利用している場合 第2子：延長保育料×0.5 第3子以降：延長保育料×0.1
- 市町村民税所得割課税額が77,101円以上の世帯のうち、18歳に達する年度内の子どもが3人以上いる世帯で、第3子以降の子どもが保育園に就園している場合、次表の額を延長保育料とします。

年児	階層区分	延長保育料(月額/人)
3歳児以上	第4階層から第7階層まで	延長保育料×0.8
0～2歳児	第4階層	0円
	第5階層及び第6階層	延長保育料×0.4
	第7階層	延長保育料×0.8

- 備考2及び備考3の規定は、順に適用されます。

※ 延長保育利用の申込みについて

- 平日の延長保育利用(新規・変更・中止)にあたっては、前月の末日までに通園する保育園に申し込んでください。

※ 延長保育料の納付方法について

- 契約分については、原則、口座振替で納めていただきます。
- 随時、一時及び緊急、土曜日の利用料は、通園する保育園で翌月中旬に徴収します。

## ■土曜日の保育について

- ・公立園に通う園児は町立西保育園（平成31年度は町立北保育園）で集約して実施します。
- ・利用時間は、午前7時30分から午後5時30分の範囲内で必要な時間です。
- ・利用月の前月15日までに通園する保育園に申し込んでください。緊急の場合は、前週の木曜日までに通園する保育園に申し込んでください。
- ・食物アレルギーのある方は、お弁当とおやつを持参してください。
- ・離乳食が完了していない方は、お弁当とおやつを持参してください。
- ・薬は扱いません。

## ■休日保育

### ○対象

町内の保育園を利用している満1歳から5歳児までの園児  
ただし、保育希望日において、病気等に感染していない児童

### ○実施日

日曜日及び祝日法に定める休日（年末年始12月28日から翌年1月4日は除く）

### ○定員

1日当たり10人（ただし、1・2歳児の受入人数は5人まで）

### ○利用料

保育料 (1回分)	1歳児・2歳児	2,200円
	3歳以上児	1,200円
延長保育料	AM7:30-AM8:30	1回500円
	AM8:00-AM8:30	1回250円
	PM4:30-PM5:00	1回250円
	PM4:30-PM5:30	1回500円

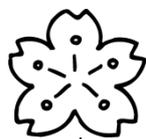
※生活保護世帯は無料になります。

### ○利用について

- ・町立西保育園（平成31年度は町立北保育園）で集約して実施します。
- ・利用時間は、午前7時30分から午後5時30分の範囲内で必要な時間とします。
- ・利用当日は、お弁当、お茶、おやつを持参してください。
- ・薬は扱いません。
- ・休日保育は、両親共（それに代わる保護者）が就労している場合のみ利用できます。事前に利用登録申請書（休日保育用の就労証明書添付）を提出してください。なお、利用登録後に休日保育を利用する場合は、利用月の前月15日までに通園する保育園に利用申込書を提出ください。
- ・申込み後に休む場合は、利用取消届を提出してください。利用取消届を提出されずに休んだ場合は、保育料が発生します。
- ・休日保育を利用される場合、園児の健康面を考慮し保護者の平日における休業日には家庭保育をお願いします。

## ■広域利用

保護者が町外企業に就労していて勤務時間等で入園児の送迎が困難な場合や里帰り出産等の理由により、入園児を町内の保育園で保育することが困難な場合、他の市町村の保育園を利用できる場合があります。詳しくは福祉こども課にお問い合わせください。



平成31年度  
保育園のしおり

大口町健康福祉部 福祉こども課  
〒480-0126 大口町伝右一丁目35番地  
(健康文化センター内)  
TEL 0587-94-1222  
FAX 0587-94-0052

